

# 当社の運輸安全マネジメントの取り組み

令和5年度(R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31)

明光運輸株式会社  
代表取締役 篠崎 利雄

- 当社の安全方針  
安全運行はプロドライバーの社会的使命
- 安全に関する目標  
自動車事故報告規則第2条※1に規定する事故ゼロの継続
- 目標達成のための計画  
安全対策会議の定期開催による安全意識の向上  
(3グループのQC活動を年間通して計12回実施)
- 目標の達成状況  
事故ゼロ継続中(令和4年4月現在)
- 安全に関する反省事項および改善策  
eラーニングによる安全研修を導入し、理解度チェックテストを伴う効率的な安全教育により、事故防止を推進する。
- 自動車事故報告規則第2条※1に規定する事故の件数  
0件

以上

※1:自動車事故報告規則第2条については裏面に記載

## 自動車事故報告規則第2条(抜粋)に定義される報告義務のある事故

- 1 転覆、転落、火災発生、又は鉄道車両と衝突もしくは衝突
- 2 10台以上の自動車の衝突又は接触
- 3 死者又は重傷者
- 4 10人以上の負傷者
- 5 積載物※2の全部もしくは一部の飛散、又は漏えい
- 6 積載コンテナの落下
- 7 操縦又は乗降扉開閉装置の操作による旅客障害
- 8 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車免許無資格運転、麻薬等運転
- 9 運転者疾病による運転支障
- 10 救護義務違反
- 11 自動車の装置故障による運行支障
- 12 車輪脱落、被牽引自動車の分離
- 13 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両が休止
- 14 高速又は自動車専用道路における3時間以上の通行禁止
- 15 その他、事故発生防止を図るために国交大臣が報告を指示したもの

※2:消防法に規定する危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質及び汚染物、放射性物質及び汚染物、毒物又は劇物、可燃物